

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係府省庁
0010010	商工会議所地区の重複認定	市町村合併により、行政地区と商工会議所地区が異なるいわゆる「ねじれ地区」となった地域(秩父市吉田地区)に限り、商工会議所法第8条第4項の規定にかかわらず、「地区の重複を認める」とすることとする。	<p>現在の秩父市吉田地区(旧吉田町)は、平成17年4月の市町村合併により旧秩父市等と合併し、新秩父市となったが、商工会議所地区は合併前の西秩父商工会の地区のままであるため、行政地区と商工会議所地区が異なるいわゆる「ねじれ地区」となった。</p> <p>秩父市民となるのであれば秩父市の商工会に加盟すべきとの考えを持った商工事業者が西秩父商工会を退会し、秩父商工会議所への入会を希望したが、商工会議所法第8条第4項では「商工会議所の地区は、他の商工会議所の地区又は商工会の地区との重複するものがあってはならない」と規定されていることから特別会員として入会、「吉田地域商工研究会」という任意の団体を立ち上げ活動を行っているが、正会員となることができない状況となっている。</p> <p>この「ねじれ地区」解消のひとつとして、「吉田地域商工研究会」の会員が一度退会した西秩父商工会に戻るといふ選択肢もないわけではないが、秩父市民であるのに隣接する自治体に本部を置く商工会に籍を置くことは本意ではなく、あくまでも秩父商工会議所の正会員になることを目指す意志が強いため、解決方法としては大変難しい状況である。</p> <p>よって、この「ねじれ地区」状態を解消するために、商工会議所法第8条第4項について「秩父市吉田地区に限り重複を認める」とすることで、行政地区と地区を同じくする商工会の正会員となることができ、同じ秩父市民として意見を反映することが可能となる。</p>		秩父市	埼玉県	経済産業省
0019010	天然ガス利用に関する規制の緩和	天然ガスを組織的に利用する場合、設備の管理としてボイラー技士2級程度の有資格者を配置するだけで利用できるものとする。	<p>鮭川村温泉地区には温泉に混じって天然ガスが湧出しており、古くから炊事・暖房等を天然ガスによりまかかってきた。村内に賦存する天然ガスの有効利用を図ることにより、省エネルギーや観光資源・農林水産業資源として地域の産業活性化に資する。</p> <p>具体的には、現行法では天然ガスを組織的に利用する場合、鉱山保安統括者の常設が必要である。有資格者の常設には多くの経費が必要であることから、ボイラー技士2級程度の設備管理者の常設に留めることで、現在空中放散し温室効果を高めていた天然ガスを、①ガス灯の整備による公共街灯整備での温室効果ガス削減と観光景観整備、②天然ガスの地域ライフラインへの活用による温室効果ガス削減、③園芸作物や内水面事業での空調整備ガス燃料化による温室効果ガス削減と高付加価値化、④天然ガス燃料バスでの2次交通整備による温室効果ガス削減と観光景観整備、といったような使用が容易にでき、化石燃料の代替として積極的に活用した上で経済効果につながる活用が期待される。また、天然ガスは村内の他地域でも湧出しているため、有効活用することで経済効果が高められることが期待される。参考までに温泉地区の一日に湧出する天然ガスの推定量は150m³であり、これを灯油価格(1=80円)で換算すると1日当たり1万3千円弱、1年間で500万円弱ほどになると考えられる。</p> <p>代替措置： 天然ガスを利用するにあたり、タンクの設置等の設備整備が必要となる。可燃性ガスであり、使用には十分注意される必要があることから、ボイラー技士2級程度の資格を有した者の配置、若しくは管理できる団体に維持管理を委託するなどにより安全を確保する。</p>		鮭川村	山形県	経済産業省
0027020	特許流通促進特区(第三者への実施許諾を前提とする特許申請に関する特許料等の減免)	現行の特許料等の減免制度に、第三者への実施許諾を前提に特許申請する場合にも適用を拡大する。	<p>現行の特許料等(審査手数料及び特許料)の減免制度に、第三者への実施許諾を前提に特許申請する場合にも適用を拡大する。</p> <p>【提案理由】 特許には、開発した技術を独占的に権利者が使用できるという機能があるが、一方で、特許を他者に実施許諾することで、共通の知的資産として活用することが可能である。 しかしながら、現行制度では、排他的独占権の取得を目指す特許の利用形態と、第三者への実施許諾を行う場合との区別なく特許料等が課せられる。 そこで、第三者への実施許諾を前提とした特許申請を行う場合の手数料減免を行うことにより、アイデアはあるが資金力等の事情でアイデアの実現が困難な者の特許申請の意欲を促進することができる。また、実施許諾を受けるものにとっても、このような特許が増えることで、厳しい経済情勢の下、既存の特許技術を活用することにより、技術開発に要する時間とコストを大幅に削減できることが可能になり、特許流通を促進し、知的財産によるイノベーションの加速と経済インパクトが期待できる。</p> <p>【代替措置】 特許申請の際に第三者への実施許諾意思を記載させることとし登録原簿に明示する。また、権利者に第三者が実施許諾の申し込みを行った際に、権利者が対応しない(実施許諾しない)ような場合の不服申立制度を設ける。</p>		佐賀県	佐賀県	経済産業省

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
0029010	知的障害者による家電品の手分解によるリサイクル	・事業所からの廃家電収集等についての許可および当該収集等における手数料の徴収 ・家電リサイクル法の4品目以外への対象拡大	(新しい事業の創出)現在、障害者の雇用拡大が叫ばれているが現状は少ない。特に知的障害者にとっては大変です。障害の特性を見るに家電製品等への手分解作業は機能の改善と達成感、意欲の高揚が自信となり自立への大きな動機付けとなる。地域環境にも優しく、設備投資が少なく、小さな部屋でも作業可能で特に携帯電話機等はレアメタルの回収等に効率的です。家電リサイクル法に指定されていないオーディオやゲーム機の中のレアメタルは現在埋立処分されています。 現在、茨城県内の市町村に54の育成会があります。又、入所施設が30ヶ所あり、収集運搬業に例外を認め、皆が仕事を出来るように願っています。 実施にあたっては、安全な処理が確保されるよう配慮致します。		茨城県手をつなぐ育成会 特定非営利活動法人北茨城市手をつなぐ親の会	茨城県	経済産業省 環境省
0035010	独立行政法人科学債の発行	独立行政法人通則法第45条5項の「個別法に特段の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び債権発行をすることができない。」という規制の特例を認め、科学債を発行する。	つくば市における独立行政法人(大学を含む)が一体となって、国策研究を行う資金を集めるため、同時に、日本の未来を担うポストドク研究生生活安定を図る基金を募るため、独立行政法人が証券会社との連携の下に「科学債」を発行することを可能にする。 政府の成長戦略に決定された、グリーンイノベーションとライフイノベーションの研究をつくば在住の研究所・大学(以下、研究所群という)で総力を挙げて研究するため、独自の資金調達をめざす。「科学債」は、10年据え置き債権で、科学技術の研究成果が得られたときに配当・元本償還する。一種のベンチャーキャピタルの形成であり、先端性・信頼性の最も高い日本の研究所群への投資であり、かつ、政府の成長戦略と第4期科学技術基本計画のリード機関、リードエリアとなるべき研究所群を国に先駆けて動かすものである。かかる研究所群に対し、広く民間、個人、外国などから投資する仕組みを作る。 また、集まった資金の一部を使い、ポストドク保障基金を設立し、ポストドクや若手研究者が、連続してプロジェクトに就く斡旋を行い、その生活がワークシェアリングシステムによって、パーマナント研究者と同等の生涯所得・社会保障が得られるように支援する仕組みをつくる。 日本は、国際経済における地位が次第に低下し、研究部門で後発のアジア諸国にも、追い越されようとしている中で、研究所群は、国の動きを待つのではなく、国の動きに呼応して、すでにある科学インフラを活用して迅速に国策イノベーションを進めなければならない。従来、研究機関の横のつながりや若手の養成にボトルネックを指摘されてきたが、科学債の収益はこの二つの問題の解決を図る資金となり、国策イノベーションの国内最大の担い手として、つくばの研究所群が力を発揮することになる。 国家的な共通課題である新成長戦略(グリーン・イノベーション及びライフ・イノベーション)に係る研究開発に関し、つくばに立地する各研究機関が産官学・国内外で連携して取り組む。	国家戦略つくばオフィス実現プロジェクト	国家戦略つくばオフィス実現委員会	茨城県	総務省 外務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 内閣府
0035030	寄付金と反対給付及び利益相反にかかわる規制緩和	・国策研究を目的として寄付が行われた場合 ・複数機関に対して同じ目的で寄付が行われた場合 の双方を満たす場合にのみ、研究開発の目的を限定し、かつ研究開発成果の情報を対価とする寄付行為を可能とする。(反対給付にかかわる規制の緩和) また、寄付金控除の控除対象限度額の引上げあるいは全廃(全額損金算入)を行う。 【具体的内容】 ① 研究開発に関する利益相反ガイドラインの緩和	※提案理由 研究開発力の強化、イノベーション創出のために、研究開発機関におけるオープンイノベーションを阻害する規制の緩和が必要。より具体的には、民間企業からの研究開発機関への投資を促進し、さらに、研究開発機関における利益相反ガイドラインを緩和することで、課題解決型国策研究におけるニーズとシーズの連携を頻度・規模ともに増加させることを目指す。 ※具体的実施内容 寄付を行った側: 1) 寄付金を用いた研究開発の目的を定めることができる。(国に対する寄付、あるいは指定寄付金のイメージ) 2) リードタイム1年の間に限り、研究成果にかかわる情報を寄付行為の対価として独占的に得ることが出来る。(反対給付にかかわる規制の緩和) 寄付を受けた側: 研究開発に関する利益相反ガイドラインを大幅に緩和する。(反対給付にかかわる考え方、利益相反ガイドラインを明示するだけでも可。) 寄付行為に対して: 景品表示法を適用しない。 寄付をする側の宣伝効果、将来における販売促進効果などを規制の目的として問わない。	国家戦略つくばオフィス実現プロジェクト	国家戦略つくばオフィス実現委員会	茨城県	外務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 内閣府

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係府省庁
0040010	地域団体商標登録制度の出願要件の緩和	特色ある地域づくりのため、地域団体商標登録制度を活用して、地域資源を商標として登録し、その地域資源をブランド化していく場合においては、地方自治体や商工会議所、観光協会等が出願人となること及び、活動初期段階での登録を可能とする。【商標法第7条の2の緩和】	地方が、特色ある地域づくりのため、他地域との差別化を図ることは非常に重要であり、その一手法として「地域ブランド」の創出や掘り起こしが全国各地で展開されている。 一方、政府では、地域ブランドを適切に保護することにより、事業者の信用の維持を図り、産業競争力の強化と地域経済の活性化を支援することを目的として、平成18年に地域団体商標制度を新設された。これにより、「地域名と商品名からなる商標」は特定の者の独占になじまない等の理由で商標登録を受けることが難しかったが、より早い段階で商標登録を受けられるようになった。 【課題】 ①地域団体商標の出願人は「事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合(第7条の2第1項)」がとされている。農林水産物や伝統工芸品等すでに事業協同組合等がある分野は有利であるが、B級グルメなど新たな地域資源を用いて地域ブランドの創出を図る場合、その活動の中心となることが多い地方自治体や商工会議所、観光協会等は出願することができない。また、新たに事業協同組合等を設立するにも時間がかかる。 ②地域団体商標登録は「需要者の間に広く認識されているとき」(第7条の2第1項)認められるとなっている。地方自治体等が、特色ある地域づくりのため地域ブランドを創出する初期の段階で商標が保護されなければ、努力して作り上げた地域ブランドと同様の商標出願が第三者から出され、その後の活動に支障をきたすことが考えられる。 これらが緩和されれば、さらなる地域ブランド創出の取組の推進が期待でき、地域経済の活性化や雇用創出等にもつながるものと考ええる。		高槻市	大阪府	経済産業省
0042010	企業立地促進法に係る包括的な規制緩和	企業立地促進法において、特例措置の一つとして森林法に基づく緑地規制を緩和する。	縦割り行政による、複数の規制を一括して緩和することで、地域の特性・強みをいかした地域産業の活性化を目指す。 具体的には、企業立地促進法に基づく基本計画を策定した自治体において、条例を定めた場合、その適用区域(重点促進区域)の緑地規制緩和は工場立地法に限らず、森林法等においてもその対象とする。 提案理由： 本市においては、企業立地促進法に基づく条例を制定し、工場立地法で定められている緑地面積率20%以上に対し、緑地面積率を10%以上に緩和している。 しかし、森林法により立てられた地域森林計画の対象民有林は知事の許可を受けなければ開発することは出来ず、許可基準となる森林率は概ね25%以上でなければならず、企業立地促進法により工場立地法の特例がなされ緑地面積率が緩和されたとしても、特例による恩恵が受けられない。 工場立地法及び森林法ともに国土環境の保全を目的とするものであり、その上で一方においては特例措置が認められていること、また企業立地促進法においてはその支援措置の一つとして各省との連携による支援措置を掲げていることから、本特例措置において個々の規制を一括して緩和することで、より円滑な産業集積の形成、ひいては地域の活性化に資するものと考ええる。		古河市	茨城県	農林水産省 経済産業省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係府省庁
0043010	バイオ関連企業・研究機関等に係る法人税等の軽減措置の創設、国研究資金等の優先投入	彩都地域等へのバイオ関連企業・研究機関の立地促進に向けた、予算の重点配分及び思い切った法人関係税等の軽減免除を求める。 【具体的内容】 ① 国の研究開発予算に係る重点配分	①現状 我が国の成長戦略上重要なバイオ産業を振興し、国際的バイオクラスターを形成していくためには、国家戦略として、ポテンシャルの高い地域に、バイオ関連企業や研究機関を集積させ、世界から優秀な研究者・人材を呼び込み、次々とイノベーションを起こす環境づくりが必要。 北大阪・彩都地区は我が国No.1のバイオクラスターだが、国家戦略の下、誘致を進める他国のバイオクラスターとの競争に勝ち抜いていくためには、内外から成長が見込める先進バイオ医薬や医療機器関連企業・研究機関等の集積を一層図っていく必要がある。 ②問題点 アジア諸都市では、国家間競争に勝ち抜くため、企業や研究機関、人材を呼び込むためのずば抜けた税優遇措置等のインセンティブを用意。我国においては、各省庁ごとの個別法(企業立地法等)等による支援の他は、自治体が独自で創設した補助金等のインセンティブにとどまり、クラスター形成のための国家的取り組みが不足。 ③解決策 彩都地域及びバイオ・ライフサイエンス研究のナショナルセンターである大阪大学等の拠点における、バイオ関連企業・研究機関の立地を促進するため、国の研究開発に係る予算の重点配分の特例措置や思い切った法人関係税等の軽減免除を講じる。また、地方税を免除した際の地元自治体の税収減に対しては、国による財政支援を講じられたい。 ④効果 北大阪・彩都地区に企業・研究機関の集積に向けた思い切ったインセンティブを講じることにより、世界トップクラスのバイオクラスターの形成を図り、我が国のバイオ・ライフサイエンス分野の国際競争力を高める。	国際バイオクラスターの創生・先進医療等の開発促進	大阪府	大阪府	厚生労働省 経済産業省
0043011	バイオ関連企業・研究機関等に係る法人税等の軽減措置の創設、国研究資金等の優先投入	彩都地域等へのバイオ関連企業・研究機関の立地促進に向けた、予算の重点配分及び思い切った法人関係税等の軽減免除を求める。 【具体的内容】 ② 法人関係税等の軽減免除	①現状 我が国の成長戦略上重要なバイオ産業を振興し、国際的バイオクラスターを形成していくためには、国家戦略として、ポテンシャルの高い地域に、バイオ関連企業や研究機関を集積させ、世界から優秀な研究者・人材を呼び込み、次々とイノベーションを起こす環境づくりが必要。 北大阪・彩都地区は我が国No.1のバイオクラスターだが、国家戦略の下、誘致を進める他国のバイオクラスターとの競争に勝ち抜いていくためには、内外から成長が見込める先進バイオ医薬や医療機器関連企業・研究機関等の集積を一層図っていく必要がある。 ②問題点 アジア諸都市では、国家間競争に勝ち抜くため、企業や研究機関、人材を呼び込むためのずば抜けた税優遇措置等のインセンティブを用意。我国においては、各省庁ごとの個別法(企業立地法等)等による支援の他は、自治体が独自で創設した補助金等のインセンティブにとどまり、クラスター形成のための国家的取り組みが不足。 ③解決策 彩都地域及びバイオ・ライフサイエンス研究のナショナルセンターである大阪大学等の拠点における、バイオ関連企業・研究機関の立地を促進するため、国の研究開発に係る予算の重点配分の特例措置や思い切った法人関係税等の軽減免除を講じる。また、地方税を免除した際の地元自治体の税収減に対しては、国による財政支援を講じられたい。 ④効果 北大阪・彩都地区に企業・研究機関の集積に向けた思い切ったインセンティブを講じることにより、世界トップクラスのバイオクラスターの形成を図り、我が国のバイオ・ライフサイエンス分野の国際競争力を高める。	国際バイオクラスターの創生・先進医療等の開発促進	大阪府	大阪府	総務省 財務省 厚生労働省 経済産業省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係府省庁
0043020	バイオベンチャー・中小医療機器企業に対する投資促進税制の創設	製薬企業等研究開発型企業の幅広い研究開発促進とバイオベンチャー等への投資促進税制の創設	①現状 世界の製薬企業は、開発競争に勝ち抜くため、自社での研究開発に加え、有望なシーズを持ったバイオベンチャーに投資し、研究開発・新薬開発のスピードアップを進めている。(現状は、製薬企業が海外の有望ベンチャーに相次いで出資・買収を進めている)。一方、国内バイオベンチャーは、せっかく有望なシーズがあっても、開発・製品化までの期間が長いいため、研究開発費用の調達に困難な状況が続いている。(他国に比べ投資による資金確保が進まない) ②問題点 製薬企業等が自社で研究開発投資を行う際には、税制上のインセンティブ(研究開発促進税制:試験研究費の12%の額を法人税から控除など)があるものの、製薬企業等が国内のバイオベンチャーに研究開発目的で投資する場合には税制上のインセンティブがない。 ③解決策 製薬企業等がバイオベンチャー・中小医療機器企業等に研究開発目的で投資を行う場合に、自社の研究開発投資の際適用される研究開発促進税制と同様に、投資額の一定率の額を法人税から控除するなど新たな税制を創設する。 ④効果 バイオベンチャー等の資金調達が円滑化することにより、バイオベンチャーの成長を促進するとともに、厳しい国際競争に晒される我が国の製薬企業等の研究開発と製品化を促進・スピードアップすることが期待できる。また、バイオ分野の開発体制の海外流出が続く中、国内での開発体制の強化にもつながり、国内での投資促進とあわせ、知財、人材の流出防止にもつながる。	国際バイオクラスターの創生・先進医療等の開発促進	大阪府	大阪府	財務省 厚生労働省 経済産業省
0043030	良好な周辺環境を有する地区における工場立地法による生産施設面積率基準の緩和	工場立地法の趣旨に反しないことが明らかな地域においては、工場立地法による生産施設面積率について、建蔽率の範囲内での撤廃を求める。	①現状 バイオ分野の開発・製品化には研究開発と生産施設の投資に膨大な費用が必要。景気が低迷を続ける中、投資をする企業にとって、土地に係るコストの低減は重要なファクターであるが、工場立地法に基づく「工場立地に関する準則」においては、工場の生産施設面積(生産施設の敷地に対する投影面積)が、業種により敷地面積の30%から65%以内に一律に規制されている。 ②問題点 工場立地法上の生産施設は、建築物の外に設置される機械・装置も対象(工場立地法施行規則第2条2項)とされるため、工場に加え、創業バイオ企業等に必要プラント・タンクの設置なども面積規制の対象となる。工場立地法は、事業所と周辺環境との調和を目指した法律であり、同準則も、周辺環境への配慮の観点から、生産施設の面積の上限を定めているものだが、同地区に住宅を配置する計画はなく、地区の周囲は豊かな緑に覆われており、近年の環境技術の進展等も併せて鑑みれば、生産施設面積の基準を設けずとも、良好な環境と調和した開発が可能である。 ③解決策 彩都中部地区において、バイオ関連企業の集積を回り、バイオ医薬・医療機器等の生産拠点としていくため、工場立地法第4条第1項に基づく「工場立地に関する準則」(告示)による生産施設面積率の上限について、建蔽率の範囲内(彩都中部地区:準工 60%)で撤廃する。 ④効果 彩都中部へのバイオ関連企業の企業集積・設備投資を促進し、一大生産拠点化を図ることで、我が国のバイオ・ライフサイエンス分野の国際競争力を高める。	国際バイオクラスターの創生・先進医療等の開発促進	大阪府	大阪府	経済産業省
0043040	急速充電設備の特別償却制度等の創設	一般利用者用のEV充電設備に係る設置費について、特別償却制度又は税額控除制度を創設する。また、低公害車の燃料供給設備(電気充電施設)に係る特例措置(現行固定資産税2/3)の拡充、及び、特例措置に係る固定資産税の減免に対する地方財政措置を求める。 【具体的内容】 ① 法人税の特別償却制度又は税額控除制度	①現状 現在のEVの走行距離は、市販車で80km程度であり、一回の充電での長距離利用は、困難な状況。こうした中で、EVの普及を図るためには、急速充電設備の設置箇所を増やすことが不可欠だが、公共のみの設置には限界があり、利便性等で不十分。一方で、民間事業者による設置も進んでいない。 ②問題点 急速充電設備の設置コストが高く(約500万~1千万円)、現在のEVの台数では、集客や課金による投資資金の回収も困難。そのため、民間事業者による設置が進まない。 ③解決策 民間事業者が急速充電設備を設置した場合、イニシャル・コストに対する特別償却制度等の創設や設置後の固定資産税の免除(現行は2/3)など税制上の優遇措置を実施し、その負担を軽減する。なお、固定資産税の減免による地元市町村の税収減に対しては、国による財政支援を講じられたい。 ④効果 民間事業者による急速充電設備の設置で、EVでも安心して走ることが出来る環境が整備できる。そのことで、都市部でのEVの普及とガソリン車両数の低減化、都市モビリティの低炭素化が図られる。	EV等の導入や開発促進による関連産業の育成	大阪府	大阪府	総務省 財務省 経済産業省 国土交通省 環境省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係府省庁
0043041	急速充電設備の特別償却制度等の創設	一般利用者用のEV充電設備に係る設置費について、特別償却制度又は税額控除制度を創設する。また、低公害車の燃料供給設備(電気充電施設)に係る特例措置(現行固定資産税2/3)の拡充、及び、特例措置に係る固定資産税の減免に対する地方財政措置を求める。 【具体的内容】 ② 固定資産税の免除及びこれに伴う市町村の税収減に対する財政支援	①現状 現在のEVの走行距離は、市販車で80km程度であり、一回の充電での長距離利用は、困難な状況。こうした中で、EVの普及を図るためには、急速充電設備の設置箇所を増やすことが不可欠だが、公共のみの設置には限界があり、利便性等で不十分。一方で、民間事業者による設置も進んでいない。 ②問題点 急速充電設備の設置コストが高く(約500万～1千万円)、現在のEVの台数では、集客や課金による投資資金の回収も困難。そのため、民間事業者による設置が進まない。 ③解決策 民間事業者が急速充電設備を設置した場合、イニシャル・コストに対する特別償却制度等の創設や設置後の固定資産税の免除(現行は2/3)など税制上の優遇措置を実施し、その負担を軽減する。なお、固定資産税の減免による地元市町村の税収減に対しては、国による財政支援を講じられたい。 ④効果 民間事業者による急速充電設備の設置で、EVでも安心して走ることが出来る環境が整備できる。そのことで、都市部でのEVの普及とガソリン車両数の低減化、都市モビリティの低炭素化が図られる。	EV等の導入や開発促進による関連産業の育成	大阪府	大阪府	総務省 経済産業省 国土交通省 環境省
0043070	都市部における中小企業者の太陽光発電導入補助の規模要件(10KW以上)の撤廃	都市部の中小企業者が出力10kW未満の太陽光発電を導入する場合でも補助対象となるよう、補助要件の撤廃を求める。	①現状 大都市圏における太陽光発電の普及には、事業者による設置促進が不可欠だが、中小企業者が太陽光発電を導入する際の補助の要件は、出力10kW以上(パネル面積が75平米程度必要)となっていることから、一定規模の設置面積が不可欠。 ②問題点 中小企業(事業所数31万超)の多くは都市部に立地しているため、事業所の面積は小さく、太陽光発電の補助金を得るために必要な面積を確保することが困難。このことが、太陽光発電の普及が進まない要因の一つとなっている ③解決策 都市部の中小企業が太陽光パネルを設置する際にも補助金が活用できるよう、都市部に限定した上で「新エネルギー等事業者支援対策事業」における中小企業の補助基準(太陽光発電の10KW以上)を撤廃し、一般家庭と同じ条件とする。 ④効果 中小企業での太陽光発電の普及が進むことにより、大都市圏での新エネルギー活用が加速し、低炭素化が可能となる。また、住宅用に加え、都市圏の事業所という市場の拡大も期待できる。	太陽光発電等の再生可能エネルギーの普及	大阪府 大阪市	大阪府	経済産業省
0043080	グローバル企業の国際統括本部等に係る法人税等の軽減措置、助成制度の創設	グローバル企業のアジアの国際統括本部等の集積を図るため、予算の重点配分、思い切った法人関係税の軽減免除を求める。 【具体的内容】 ① 研究開発に係る助成金等予算の重点配分	①現状 国際ビジネス拠点をめぐる世界的な都市間競争の中で、アジアの他都市が有するような強力なインセンティブを持っていないため、企業の中核機能を立地させることができず、グローバル企業のアジア拠点等は日本からアジアの他都市に流出。 ②問題点 アジアの他都市とのコスト差(人件費、土地代等)が大きいこともあり、地方自治体レベルで提供できる立地支援策(地方税法第6条不均一課税、誘致補助金)だけでは、アジアの他都市とのインセンティブの差を埋めることは不可能。 ③解決策 グローバル企業の立地促進を図るため、国の研究開発に係る助成金等予算の重点配分の特例措置や思い切った法人関係税等の軽減免除を講じる。また、不動産取得税を免除した際の地元自治体の税収減に対しては、国による財政支援を講じられたい。 ④効果 外国企業の国際統括本部・地域統括本部等集積にむけた思い切ったインセンティブを講じることで、アジアの経済拠点としての我が国の地位の維持・拡大が図られる。	外国企業の拠点立地促進等によるアジアビジネスの強化	大阪府 大阪市	大阪府	経済産業省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係府省庁
0043081	グローバル企業の国際統括本部等に係る法人税等の軽減措置、助成制度の創設	グローバル企業のアジアの国際統括本部等の集積を図るため、予算の重点配分、思い切った法人関係税の軽減免除を求める。 【具体的内容】 ② 法人関係税等の軽減免除	①現状 国際ビジネス拠点をめぐる世界的な都市間競争の中で、アジアの他都市が有するような強力なインセンティブを持っていないため、企業の中核機能を立地させることができず、グローバル企業のアジア拠点等は日本からアジアの他都市に流出。 ②問題点 アジアの他都市とのコスト差(人件費、土地代等)が大きいこともあり、地方自治体レベルで提供できる立地支援策(地方税法第6条不均一課税、誘致補助金)だけでは、アジアの他都市とのインセンティブの差を埋めることは不可能。 ③解決策 グローバル企業の立地促進を図るため、国の研究開発に係る助成金等予算の重点配分の特例措置や思い切った法人関係税等の軽減免除を講じる。また、不動産取得税を免除した際の地元自治体の税収減に対しては、国による財政支援を講じられたい。 ④効果 外国企業の国際統括本部・地域統括本部等集積にむけた思い切ったインセンティブを講じることで、アジアの経済拠点としての我が国の地位の維持・拡大が図られる。	外国企業の拠点立地促進等によるアジアビジネスの強化	大阪府 大阪市	大阪府	総務省 財務省 経済産業省
0043082	グローバル企業の国際統括本部等に係る法人税等の軽減措置、助成制度の創設	グローバル企業のアジアの国際統括本部等の集積を図るため、予算の重点配分、思い切った法人関係税の軽減免除を求める。 【具体的内容】 ③ 不動産取得税の免除及びこれに伴う自治体の税収減に対する財政支援	①現状 国際ビジネス拠点をめぐる世界的な都市間競争の中で、アジアの他都市が有するような強力なインセンティブを持っていないため、企業の中核機能を立地させることができず、グローバル企業のアジア拠点等は日本からアジアの他都市に流出。 ②問題点 アジアの他都市とのコスト差(人件費、土地代等)が大きいこともあり、地方自治体レベルで提供できる立地支援策(地方税法第6条不均一課税、誘致補助金)だけでは、アジアの他都市とのインセンティブの差を埋めることは不可能。 ③解決策 グローバル企業の立地促進を図るため、国の研究開発に係る助成金等予算の重点配分の特例措置や思い切った法人関係税等の軽減免除を講じる。また、不動産取得税を免除した際の地元自治体の税収減に対しては、国による財政支援を講じられたい。 ④効果 外国企業の国際統括本部・地域統括本部等集積にむけた思い切ったインセンティブを講じることで、アジアの経済拠点としての我が国の地位の維持・拡大が図られる。	外国企業の拠点立地促進等によるアジアビジネスの強化	大阪府 大阪市	大阪府	総務省 経済産業省
0043240	中小企業者の省CO2促進支援制度の創設	中小企業者の省CO2促進支援制度を創設し、財政上・税制上の支援を行う。 オフセットカーボン等を購入した企業に購入費用の税優遇措置を講じる。 【具体的内容】 ① 中小企業者の省CO2促進支援制度(財政上の措置)	①②現状・問題点 中小規模の工場や業務ビルは、府域のCO2排出量の約25%を占めており、これらの事業者に対する低炭素化の取組み促進が課題となっている。 しかしながら、現在、これらの事業者は省エネ法などの対象とはなっておらず、低炭素化に対する取組意欲が低い状況にある。 また、個々の排出実態は多種多様にわたり、適切な低炭素化の設備が量産化されておらず、設置コストが割高となっていることが設備導入促進の阻害要因となっている。 さらには、削減されたCO2排出量は、カーボンオフセット制度により必要とする企業等に売却することも可能であるが、購入企業は購入価格を法人税の算定において損金算入できないことから、企業の購入意欲を低下させている。 ③解決策 中小規模の工場や業務ビルの削減ポテンシャル、各種対策のコスト、排出量削減率等の大阪府の地域特性を把握した上で、費用対効果に応じた促進制度を設計し、財政上・税制上の支援を行い、自治体には交付税措置を講じる。 また、オフセットカーボン等を購入した企業に対する法人税について、地域を限って購入経費を損金算入できるよう、制度改正を求める。 ④効果 低炭素社会の実現には欠かせない中小企業者の省CO2対策を推進することができる。	低CO2技術普及 拡大による低炭素社会の実現	大阪府	大阪府	総務省 経済産業省 環境省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係府省庁
0043241	中小企業者の省CO2促進支援制度の創設	中小企業者の省CO2促進支援制度を創設し 財政上・税制上の支援を行う。 オフセットカーボン等を購入した企業に購入費用の税優遇措置を講じる。 【具体的内容】 ② 中小企業者の省CO2促進支援制度(税制上の措置)	①②現状・問題点 中小規模の工場や業務ビルは、府域のCO2排出量の約25%を占めており、これらの事業者に対する低炭素化の取組み促進が課題となっている。 しかしながら、現在、これらの事業者は省エネ法などの対象とはなっておらず、低炭素化に対する取組意欲が低い状況にある。 また、個々の排出実態は多種多様にわたり、適切な低炭素化の設備が量産化されておらず、設置コストが割高となっていることが設備導入促進の阻害要因となっている。 さらには、削減されたCO2排出量は、カーボンオフセット制度により必要とする企業等に売却することも可能であるが、購入企業は購入価格を法人税の算定において損金算入できないことから、企業の購入意欲を低下させている。 ③解決策 中小規模の工場や業務ビルの削減ポテンシャル、各種対策のコスト、排出量削減率等の大阪府の地域特性を把握した上で、費用対効果に応じた促進制度を設計し、財政上・税制上の支援を行い、自治体には交付税措置を講じる。 また、オフセットカーボン等を購入した企業に対する法人税について、地域を限って購入経費を損金算入できるよう、制度改正を求める。 ④効果 低炭素社会の実現には欠かせない中小企業者の省CO2対策を推進することができる。	低CO2技術普及 拡大による低炭素 社会の実現	大阪府	大阪府	総務省 財務省 経済産業省 環境省
0043300	大規模コンベンション運営に対する優遇税制、資金支援制度の創設	コンベンション・見本市の立ち上げに対する補助制度の創設、参加・出展費用の法人税の税額控除など税制上の優遇、中小企業等のコンベンション・見本市参加のための経費の一部補助などの実施 【具体的内容】 ① 立ち上げに対する補助制度	①現状 世界的な都市間競争の中で、波及効果の大きい国際的なコンベンション・見本市への誘致や開催の競争も激化しており、政府やコンベンション振興機関が様々なインセンティブを与えるようになってきている。 ②問題点 わが国では国家戦略としてのコンベンション・見本市戦略の視点が乏しく、十分なインセンティブが整備されているとはいえない。 ③対応策 コンベンション・見本市運営に対する戦略的なインセンティブの整備を行う。具体的には①波及力の大きい先進的なコンベンション・見本市の立ち上げに対する補助制度の創設、②コンベンション・見本市への参加・出展費用の法人税の税額控除など税制上の優遇、中小企業等のコンベンション・見本市参加のための経費の一部補助などを行う。 ④効果 地域への経済波及効果も大きいコンベンション・見本市開催数、参加数の増加が見込まれる。	国際コンベンション都市の創出	大阪府	大阪府	経済産業省 国土交通省
0043301	大規模コンベンション運営に対する優遇税制、資金支援制度の創設	コンベンション・見本市の立ち上げに対する補助制度の創設、参加・出展費用の法人税の税額控除など税制上の優遇、中小企業等のコンベンション・見本市参加のための経費の一部補助などの実施 【具体的内容】 ② 出展費用の税額控除(法人税)	①現状 世界的な都市間競争の中で、波及効果の大きい国際的なコンベンション・見本市への誘致や開催の競争も激化しており、政府やコンベンション振興機関が様々なインセンティブを与えるようになってきている。 ②問題点 わが国では国家戦略としてのコンベンション・見本市戦略の視点が乏しく、十分なインセンティブが整備されているとはいえない。 ③対応策 コンベンション・見本市運営に対する戦略的なインセンティブの整備を行う。具体的には①波及力の大きい先進的なコンベンション・見本市の立ち上げに対する補助制度の創設、②コンベンション・見本市への参加・出展費用の法人税の税額控除など税制上の優遇、中小企業等のコンベンション・見本市参加のための経費の一部補助などを行う。 ④効果 地域への経済波及効果も大きいコンベンション・見本市開催数、参加数の増加が見込まれる。	国際コンベンション都市の創出	大阪府	大阪府	財務省 経済産業省 国土交通省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係府省庁
0043302	大規模コンベンション運営に対する優遇税制、資金支援制度の創設	<p>コンベンション・見本市の立ち上げに対する補助制度の創設、参加・出展費用の法人税の税額控除など税制上の優遇、中小企業等のコンベンション・見本市参加のための経費の一部補助などの実施</p> <p>【具体的内容】</p> <p>③ 参加のための経費の一部補助</p>	<p>①現状 世界的な都市間競争の中で、波及効果の大きい国際的なコンベンション・見本市への誘致や開催の競争も激化しており、政府やコンベンション振興機関が様々なインセンティブを与えるようになってきている。</p> <p>②問題点 わが国では国家戦略としてのコンベンション・見本市戦略の視点が乏しく、十分なインセンティブが整備されているとはいえない。</p> <p>③対応策 コンベンション・見本市運営に対する戦略的なインセンティブの整備を行う。具体的には①波及効果の大きい先進的なコンベンション・見本市の立ち上げに対する補助制度の創設、②コンベンション・見本市への参加・出展費用の法人税の税額控除など税制上の優遇、中小企業等のコンベンション・見本市参加のための経費の一部補助などを行う。</p> <p>④効果 地域への経済波及効果も大きいコンベンション・見本市開催数、参加数の増加が見込まれる。</p>	国際コンベンション都市の創出	大阪府	大阪府	経済産業省 国土交通省